

## 医師の働き方改革について

### 1 医療機関勤務環境評価センターへの評価受審申込について

令和6年度（2024年4月）以降に医療機関に勤務する医師の時間外労働が上限水準（年間の時間外・休日労働時間が960時間）を超える医師が1人でもいれば、医療機関勤務環境評価センターの評価を受け、県から必要な水準の指定を受ける必要があります。

該当予定の医療機関につきましては、医療機関勤務環境評価センターへの評価受審申込から評価結果を受けるまでに、少なくとも4か月程度要します（その後の県での指定手続きにおいても数か月程度要します）ので、早期に評価を受けられますようよろしくお願いします。

なお、県への指定申請受付開始時期は令和5年（2023年）3月下旬を予定しています（申請様式等は準備出来次第お知らせします）。

医療機関勤務環境評価センターのホームページ

<https://www.sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center/>

### 2 長時間労働医師に対する面接指導について

令和6年度（2024年4月）以降、診療に従事する医師を雇用する医療機関の管理者は、時間外・休日労働時間が月100時間以上になると見込まれる医師に対して、健康確保のための面接指導を実施しなければなりません。

面接指導実施医師が業務を行うために必要なオンライン講習（eラーニング）等の情報が掲載されていますので、ご確認ください。

面接指導実施医師養成ナビのホームページ

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>

### 3 医師の働き方改革に関する相談窓口について

医療機関勤務環境評価センターの評価申請等、以下にてご相談承りますので、お気軽にお問い合わせください。

山口県医療勤務環境改善支援センター

Tell 083-929-3740 Fax 083-929-3741

Mail [yamaguchi@task-iryo.com](mailto:yamaguchi@task-iryo.com)